

平成29年 2月 1日

京都市建設局建設企画部監理検査課  
(電話：075-222-3548)

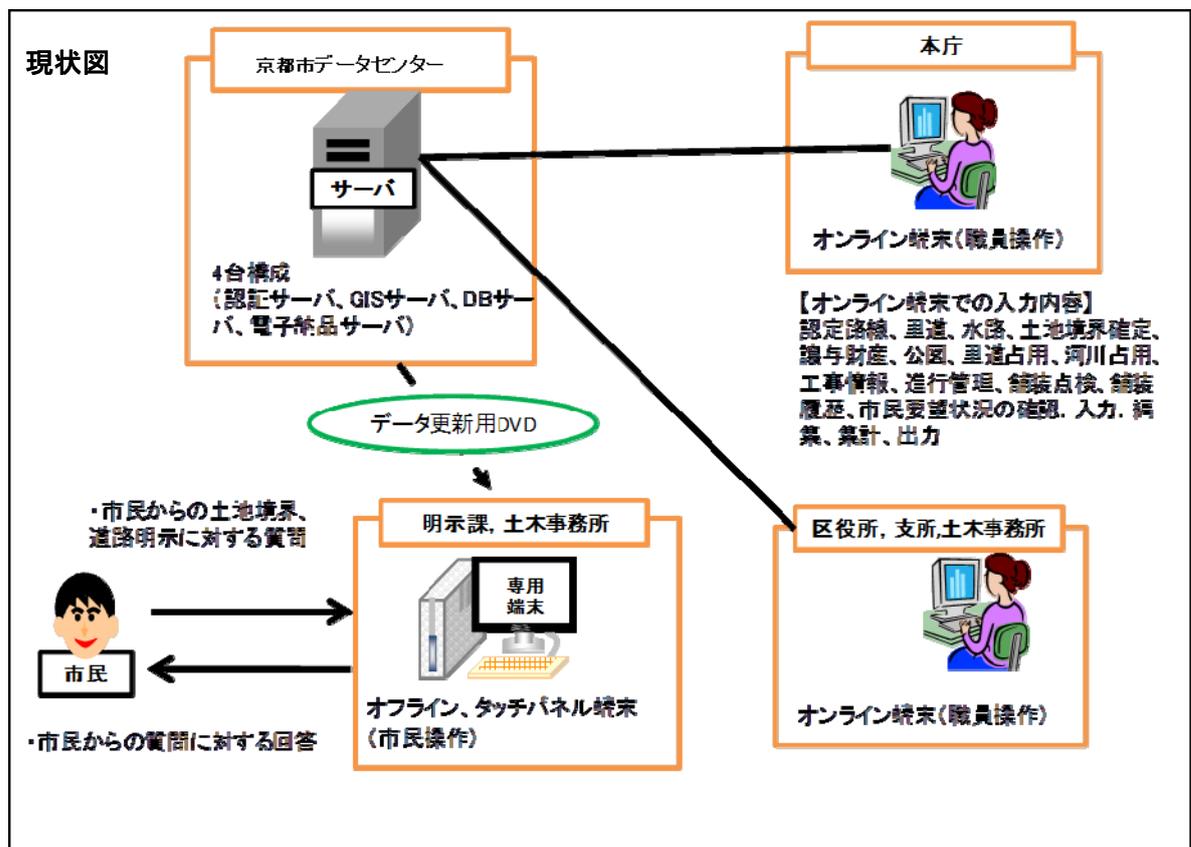
### 公共物 GIS の再構築に関する情報提供について（依頼）

建設局では、平成17年度から「公共物GIS」（以下「本システム」という。）を運用し、行政業務の多様化に対応するため機能を拡充してきました。本システムのサーバOSのサポート期間が平成32年（2020年）1月に終了することに伴い、システム再構築の検討を行っています。

つきましては、本システムの再構築の検討を行う際の参考資料として活用するため、下記のとおり、事業者の皆様には有益な情報の提供を依頼します。

記

#### 1 現状と課題等について



現在のソフトウェア構成

GIS ライセンス	ArcGIS for Server Enterprise Standard v10.2.2	ESRI 社
	ArcGIS Engine Runtime v10.2.2	ESRI 社
	ArcGIS Engine Runtime Geodatabase Update v10.2.2	ESRI 社
	ArcGIS for Desktop Standard v10.2.2	ESRI 社
	Geobase9	ドーン社
データベース	SQL Server 2012 Std.	Microsoft 社
OS	Windows Serve 2012 R2	Microsoft 社
	Windows Serve 2008 Standard	Microsoft 社
パッケージライ センス		開発業者

※現状システムの機能要件，帳票要件，データ要件については，別紙参照

本システムは，建設局内に留まらず，全庁的に多くの職員が利用しているシステムであり，特に，建設局や環境政策局，行財政局，都市計画局，上下水道局で業務に使用する独自機能を多く有しています。

平成 17 年度の運用開始から，業務の多様化に対応するため機能を拡充しており，平成 26 年度には，建設局と他局を含め増大する利用者への対応と，老朽化したサーバ機器の更新及び地図の閲覧のみを対象とした「参照システム」の導入を行いました。現在は，23 種の業務機能を有した個別システムと，参照システムで構成されています。

この度，本システムのサーバ OS である「Windows Sever2008 / 2008R2」の Microsoft 社のサポート期間が平成 32 年（2020 年）1 月で終了することに伴い，システム再構築の検討を行っています。また，それに併せて，インターネットを介して，タブレット等により庁外でデータを参照・入力できる機能の追加や，外部システム関係の実施も検討しています。

## 2 システム要件

### (1) 前提条件

ア 本システムは、23種の業務機能を有した個別システムと、地図の閲覧のみを対象とした参照システムで構成されています。現在実装されている機能については、基本的に同等以上の仕様を確保するものとします。

※「個別システム」：効率的な業務を行えるよう、業務ごとに高度なカスタマイズを実施したシステム。業務フローに合わせて、入力した項目が次の作業用画面に引き継がれる。

例) 市民要望機能 (機能要件一覧 No. 11)

①市民要望受理・受付欄入力：図形登録，台帳登録

②報告書欄入力・確認欄での決裁：台帳登録・編集，ファイル登録

③処理報告欄入力・確認欄での決裁：台帳登録・編集，ファイル登録，処理内容報告書の出力

④集計：台帳の集計，市民要望受付台帳及び業務処理集計表の出力

※「参照システム」：庁内複数部局にまたがる大人数間での情報共有と，簡易な地図機能の利用を目的としたシステム。

例) 認定路線網図の閲覧機能

イ 個別システムは個人情報を含むデータを所有しているため，情報セキュリティの確保に万全を期すこととします。

ウ 個別システムは1,000ライセンスとし，最大200台の同時接続が可能なものとします。参照システムは，年間約180,000ログインが可能なものとします。

エ 本システムは，本市データセンター内へ構築するものとします。

オ 本システムは，本市の庁内ネットワークに接続された次の端末（グラフィックボードを搭載しないノートパソコン）において，動作可能であるものとします。

(ア) OS：Microsoft Windows 10（64ビット版）又は7（32ビット版）

(イ) ブラウザ：Microsoft Internet Explorer 11（32ビット版）

カ 移行の対象となる内容は，移行時における本システムの内容全てです。データ入力・出力の仕様，帳票の様式，保存データ等については，基本的に現在と同様とします。詳細は，機能・帳票・データ要件を参照してください。

### (2) 機能要件

現行の本システムが有する機能（別紙「機能要件」を参照）は，全て利用可能であるものとします。その他の改修内容は以下のとおりです。

ア タブレット等からインターネットで本システムに接続する連携機能の構築

- ・ 屋外での調査内容や写真等の情報を，現地で直接本システムに入力する。
- ・ GIS地図とGPSを利用して，システムに登録された箇所を現地で特定する。
- ・ 現地でシステムに接続し，業務に関連する情報を閲覧する。

イ 外部システムとインターネットで本システムに接続する連携機能の構築

外部アプリ「みっけ隊」に投稿された市民要望内容を、インターネットを利用し、自動で本システム内の市民要望機能に反映させる。

ウ 新規データの搭載(内容未定：地番図，航空写真等を検討)

エ 外部インターフェイスの改修（以下の表を参照）

外部インターフェイス要件

No	データ名	連携システム	方法	頻度
1	土地境界確定箇所図	本システムからタッチパネルシステムへ受け渡す。	DVD-Rに保存し、各土木事務所担当者がタッチパネルシステムにインストール	年3回程度
2	道路明示箇所図	同上	同上	同上
3	認定路線図	本システムから「京都市認定路線網図提供システム」へ受け渡す。	本システムのサーバからRDBMS（SQLサーバ形式）のデータを直接コピーし、Shape形式に変換して受け渡す。	年4回程度
4	指定道路図	本システムから「京都市指定道路図提供システム」へ受け渡す。	同上	同上
5	みっけ隊	「みっけ隊アプリ」に寄せられた市民要望の情報を本システムの市民要望情報に取り込む	「みっけ隊アプリ」からのCSVデータを本システムによるインポート	随時

(3) セキュリティ要件

ア 個別システム（機能毎）・参照システムそれぞれについて、アクセス制御を実施するため、利用者の権限設定を行えるようにしてください。

イ 不正なアクセスを検知する仕組み等、セキュリティ対策として市場に認知されている必要最低限の対策については、全てを備えてください。

ウ 稼働時点での必要な機能に加えて、稼働期間全体に渡っての継続的なレベルアップ（セキュリティパッチ等を遅滞なく適応することができる等）が可能な構成としてください。

エ 今後制定又は改正されるものも含め、個人情報保護法及び個人情報保護に関連する本市条例を遵守してください。

(4) 運用保守要件

## ア メンテナンス業務

以下の作業を月に1回実施することとします。

- ・ データのフルバックアップ
- ・ システム、機器の稼働状況を監視すること
- ・ アクセスログを収集すること
- ・ 本システムトップページの更新  
(お知らせ、アップデート情報、マニュアル等を掲載)
- ・ 本市担当職員との協議

## イ バックアップ

データの消失等による業務への影響を最小限とするため、メンテナンス業務で行う月一度のフルバックアップに加え、毎日の増分バックアップを行うこととします。フルバックアップは外部記録媒体、増分バックアップはサーバ内のバックアップ用データ領域へ記録します。

## ウ 緊急等対応

ソフトウェアやハードウェア、ネットワークのトラブル等によるシステム障害が発生した場合は、速やかに障害の原因究明の一時対応を実施し、問題の切り分けを行えるようにしてください。

## エ ソフトウェアの保守

(ア) 本システムを構成する RDBMS (リレーショナルデータベースマネジメントシステム)、GIS 基本ソフト、その他パッケージソフトや各種ミドルウェア・ツール (システム補助機能) 等各種ソフトウェアに関する技術情報を本市に提供し、バージョンアップできるものについては、バージョンアップによる効果及び費用を分析のうえ、報告するものとします。

(イ) 本システムを構成する各種ソフトウェアについて、本市の指示に基づきバージョンアップ作業を行うこととします。

なお、バージョンアップに必要なライセンスへの費用については、本市が負担します。

(ウ) 本システムを構成する各種ソフトウェアについて、開発元等から不具合の修正又はその他の目的の修正プログラム等が提供される場合は、適用の可否を確認のうえ、本市の承認を得て、修正を実施することとします。

## オ ヘルプデスク業務

(ア) 平日 (※) の 8 時 30 分から 17 時 30 分において、ヘルプデスクを設置し、本市職員からの問合せ等に対し、適切に対応することとします。

(イ) 本市職員からの問合せに対して、専用メールアドレスを設け、質問者に返信を行い、問題を解決するものとします。

※ 平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日以外の日とします。

## (5) その他の要件

- ア ネットワーク機器の設定変更が必要な場合に要する費用は、全て受注者の負担とします。
- イ ネットワークを停止する必要がある場合は、原則として、平日夜間及び休日のみ停止可能です。ただし、可能な限り既存のネットワークの停止を行わない方法を検討してください。
- ウ 移行作業の実施に当たっては、移行計画書を作成し、その内容について、本市の承認が必要なものとします。
- エ 次のとおり、研修を行うこととします。
- ・ 研修の種類 : 本システム利用者研修
  - ・ 対象人数 : 200 人程度 (一回につき 40 人程度, 計 5 回開催を想定)
  - ・ 方法 : 本システムを実際に操作し, 起動方法等の変更された操作や, 参照システムの説明を行っていただきます。
  - ・ 実施時期 : 新システム運用前 (平成 31 年 11 月までに実施)
  - ・ 会場 : 本市との協議により決定します。
  - ・ 研修用環境 : 受注者に必要な環境を構築していただきます。
  - ・ 研修テキスト : 受注者に作成していただきます。

### 3 情報提供の依頼事項

前項までの要件を満たすシステムについて、次の項目に関する情報を提供してください。

(1) システムの構築方法

システムの構築方法（パッケージソフトの導入、独自開発など）

(2) システム構成（機器及びソフトウェア）

安価で最適なシステムを構築するため、ア～エの情報を御提供ください。

ア システム構成（サーバ及びネットワーク機器の選定、構成図などを含む。）

イ 機器については、各製品の型番、仕様等

ウ ソフトウェアについては、OS、ミドルウェア、パッケージソフト等の名称、動作環境、ライセンス料の考え方

エ VMware 上で動作保障の有無

(3) システムの機能

ア 別添の様式1「要件チェックシート」に記載した機能要件のうち、以下の種別に分類し、それぞれについて回答してください。

- |                        |
|------------------------|
| 1…パッケージの標準機能により実現可能    |
| 2…パッケージのオプション機能により実現可能 |
| 3…パッケージのカスタマイズにより実現可能  |
| 4…個別の独自開発により実現可能       |
| 5…実現不可能                |

イ その他標準で実装されている機能があるときは、その情報を御提供ください。

(4) 概算費用（初期経費及び維持管理経費）

別添の様式2「経費内訳書」により、今回のシステム構築の費用とその内訳を詳細に記載してください。カスタマイズや独自開発を行う場合は、機能ごとの費用が分かるように記載してください。また、初期経費には以下の項目に掛かる費用も含めてください。

ア データ移行費用

イ 職員への研修費用

ウ 導入及び稼働に必要なその他の経費

例) 2「(1) 前提条件」に記載したクライアントPCにおいて、特定のソフトウェア等が必要な場合、そのソフトウェア等の名称、ライセンス料など

(5) 開発スケジュール

平成31年12月からシステムの本格運用を開始することを前提に、作業スケジュールを記載してください。

(6) データの移行方法

(7) 運用保守体制

(8) 運用開始後の機能改修に係る経費に対する貴社の考え方

- (9) 他の自治体における同様のシステムの導入実績  
同種のシステムについて、他の自治体への導入実績があれば記載してください。その際の構成や構築、運用経費、開発期間等についても可能であれば明示してください。
- (10) 貴社の概要（売上高，従業員数，保有資格，実績等）

#### 4 提供資料について

- (1) 資料の提供方法  
様式を指定しているものについては、その様式に御記入ください。また、指定のないものについては、A4サイズ（縦横自由）にまとめてください。
- (2) 提供先  
「6 問合せ先」に記載する担当者まで送付してください。
- (3) 提供部数  
ア 紙で出力した資料：5部  
イ PDF形式にて収録したCD-R：1枚
- (4) 提供期限  
平成29年2月28日（火） 17時まで

#### 5 注意事項

- (1) この資料による情報提供の依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るためのものであり、将来の情報システムの調達を保証するものではありません。また、情報提供がなかった事業者について不利益に扱うこともありません。
- (2) 御提供いただいた資料は、本市内部での検討資料として利用します。また、貴社に断りなく、第三者へ提供することは致しません。
- (3) 御提供いただいた資料については返却致しません。
- (4) 御提供いただいた資料の内容について、後日問合せを行う場合があります。
- (5) 現行システムの仕様マニュアルを参照されたい場合は、京都市建設局監理検査課にて閲覧が可能ですので、「6 問合せ先」に記載する担当者まで御連絡ください。

#### 6 問合せ先

京都市建設局建設企画部監理検査課

担当：技術管理第二係 臼井

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

E-Mail：[kanrikensa@city.kyoto.lg.jp](mailto:kanrikensa@city.kyoto.lg.jp)

（電子メールによるお問合せは、上記アドレスに送信してください。）